特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０７５号
東京都中央区築地６丁目４番10号
清算株式会社　川万水産株式会社
代表清算人　古礒　文男
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第４１号
名古屋市天白区梅が丘２丁目1601番地の２
清算株式会社　日本デジタルコミュニケーションズ株式会社
代表清算人　柿澤　廣二
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２５年（再）第５８号
埼玉県さいたま市大宮区仲町３丁目153番地
再生債務者　株式会社マインド
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座８―９―11　銀座天國ビル４階　ひいらぎ総合法律事務所　弁護士　三枝　知央
平成25年10月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５９号
川崎市中原区小杉町１丁目556番地
再生債務者　堀内　捷靖
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区日本橋兜町15番12号　八重洲カトウビル７階　丸市綜合法律事務所　弁護士　大西　　裕
平成25年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第５２号
東京都新宿区西新宿７丁目21番３号
再生債務者　株式会社シティアイ
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月１日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月６日から平成25年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５３号
東京都千代田区神田錦町３丁目４番２号
再生債務者　株式会社アルフレッドコア
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月１日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月６日から平成25年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５４号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目２番１号
再生債務者　株式会社メインフォードインベストメント
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月11日から平成25年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５６号
東京都港区虎ノ門１丁目７番７号
再生債務者　東京セラミックス株式会社
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月９日から平成25年12月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１０号
大阪市中央区日本橋２丁目９番13号
再生債務者　タムラ株式会社
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月11日から平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再）第１３号
大阪市住之江区浜口西１丁目13番３号
再生債務者　真生印刷株式会社
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年１月17日から平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２６号
山形市大字漆山2497番地
再生債務者　東北ビバレッジ株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月24日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年11月19日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年11月11日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月５日
平成25年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画取消

平成１７年（再）第１３９号
東京都板橋区高島平１丁目76番14号ルオワ平喜607、登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋江戸橋２丁目１番地
再生債務者　株式会社コーケン
1　主文　本件再生計画（平成20年10月８日付け変更後のもの）を取り消す。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画の履行を怠った（民事再生法189条１項２号）。
平成25年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第６９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目27番12―207号　ウィスタリア藤田
再生債務者　佐々木敏宏
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月７日から平成25年11月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第２４号
千葉県旭市西足洗562番地４
再生債務者　佐久間美紀
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月７日から平成25年11月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第２１５号
札幌市東区北９条東10丁目３番73号
再生債務者　富樫　京子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月11日から平成25年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１１５号
埼玉県久喜市古久喜402―１、住民票上の住所埼玉県久喜市所久喜196番地５
再生債務者　植田　健二
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月11日から平成25年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部